

## 人権理事会開催の予定

2019/09/04

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 42 会期が 9 月 9～27 日に開催される。この会期では、25 の人権専門家・グループ・機関から提出される 90 を超える報告書、事務総長と人権高等弁務官の報告書などが検討される。各国の人権状況では、ミャンマー、ニカラグア、イエメン、南スーダン、シリア、ブルンジ、ウクライナ、リビア、カンボジア、ソマリア、スーダン、中央アフリカ、ジョージア、コンゴ民主共和国などが取り上げられる。また、開発の権利、先住民族の権利、現代的形態の奴隷制、傭兵の利用、安全な飲み水と衛生、危険廃棄物、強制・非自発的失踪、信用・正義・補償・人権侵害再発防止、高齢者の人権、民主的・公平な国際秩序、一方的強制措置と人権、恣意的抑留、国連への協力者に対する脅迫・報復、人権理事会の活動におけるジェンダーの側面などについて各専門家らと討議が行われる。さらに、14 カ国の普遍的定期審査の最終文書が検討・採択される予定である。